

平成30年5月10日
四国電力株式会社

伊方発電所における通報連絡事象（平成30年4月分）について

平成30年4月に、当社から愛媛県ほか関係自治体に通報連絡した事象は以下の2件です。これらの事象は、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所3号機 原子炉補助建屋内での火災について	4月3日	4月3日	A
2. 伊方発電所における作業員の負傷について	4月23日	-	C

県の公表区分 A：即公表
B：48時間以内に公表
C：翌月10日に公表

なお、今月は過去に発生した通報連絡事象についての原因と対策をまとめた報告書の提出はありませんでした。

（別紙）伊方発電所における通報連絡事象の概要（平成30年4月分）

以上

伊方発電所における通報連絡事象の概要（平成30年4月分）

1．伊方発電所3号機 原子炉補助建屋内での火災について

4月3日10時55分、伊方発電所3号機の原子炉補助建屋4階（管理区域内）において、電動フォークリフトで廃棄物空容器の運搬作業を実施中のところ、フォークリフト内部から発火しました。

このため、作業員が消火器により、ただちに消火し、消防署に通報しました。

本事象はフォークリフト単体からの発火であり、プラントへの影響もなく、環境への放射能の影響もありませんでした。また、負傷者は発生していません。

今後、原因を詳細調査します。

2．伊方発電所における作業員の負傷について

4月23日、作業を終了して事務所へ移動中の協力会社作業員が、伊方発電所2号機タービン建家（管理区域外）の出口扉で右手中指を挟んで負傷したことから、同日12時10分、病院での治療が必要と判断し、社有車にて、病院に搬送しました。

医師による診察の結果、「右 指挫創 全治約2週間を要する」と診断されました（不休傷）。

以上